第三十六条の三十八　法第三十四条の十五に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　家庭的保育者は、保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者であること。

二　家庭的保育者は、法第十八条の五各号及び法第三十四条の十九第一項第四号のいずれにも該当しない者であること。

三　保育する乳幼児の数は、三人以下とすること。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市町村長が行う研修を修了した者であつて、家庭的保育者を補助するものをいう。次条において同じ。）とともに保育する場合には、五人以下とすること。

四　保育を行う場所は、家庭的保育者の居宅その他の場所であつて、次に掲げる要件を満たすものとして、市町村長が適当と認める場所（次条において「居宅等」という。）で実施するものとすること。

イ　乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。

ロ　イに掲げる専用の部屋の面積は、九・九平方メートル（保育する乳幼児が三人を超える場合は、九・九平方メートルに三人を超える人数の一人につき三・三平方メートルを加えた面積）以上であること。

ハ　乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。

ニ　衛生的な調理設備及び便所を設けること。

ホ　同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。）があること。

ヘ　火災警報器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的に実施すること。

五　保育時間は、一日につき八時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、市町村が定めること。

六　市町村は、家庭的保育者に、児童福祉施設最低基準第三十五条の規定に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の状態に応じた保育を行わせること。

七　市町村は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めること。

八　市町村は、家庭的保育事業が適正かつ確実に実施されるよう、保育所その他の関係機関と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務を行わなければならないこと。

イ　家庭的保育者に対し、その保育が適切に行われるよう、保育の内容に関する相談、助言、巡回指導その他の必要な支援を行うこと。

ロ　家庭的保育者の保育に関する理解と関心を深めるとともに、資質の向上を図るため、家庭的保育者間の交流を促進すること。

ハ　代替保育（家庭的保育者が病気、休暇等により保育を行うことができない場合に、当該家庭的保育者に代わつて行う保育をいう。）の実施のために必要な体制を整備すること。

ニ　家庭的保育者が保育を行う乳幼児について、必要に応じて、保育所における集団保育を体験させるための機会を設けるよう努めること。

児童福祉施設最低基準第七条、第七条の二、第九条、第九条の二、第十条第一項、第二項及び第四項、第十一条第二項及び第三項、第十二条第一項及び第三項から第五項まで、第十四条の二並びに第十四条の三第一項及び第三項の規定は、家庭的保育事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条	児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員	家庭的保育者
第七条の二第一項	児童福祉施設の職員	家庭的保育者
	それぞれの施設	家庭的保育事業
第七条の二第二項	児童福祉施設	家庭的保育事業を行う市町村
	職員	家庭的保育者
第九条	児童福祉施設において	家庭的保育者
	入所している者	保育を行っている乳幼児
	入所に要する費用	保育料
第九条の二	児童福祉施設の職員	家庭的保育者
	入所中の児童	保育を行っている乳幼児
第十条第一項	児童福祉施設に入所している者	家庭的保育事業による保育を行っている乳幼児
第十条第二項	児童福祉施設	家庭的保育者
	当該児童福祉施設	家庭的保育事業を行う場所
第十条第四項	児童福祉施設	家庭的保育事業を行う場所
第十一条第二項	児童福祉施設において	家庭的保育者が
	入所している者	保育を行っている乳幼児
第十一条第三項	入所している者	保育を行っている乳幼児
第十二条第一項	児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第五項を除き、以下この条において同じ。）	家庭的保育事業を行う市町村
	入所した者	保育を行う乳幼児
	入所時	保育の開始時
第十二条第三項	児童福祉施設	家庭的保育事業を行う市町村
第十二条第四項	入所した者	保育を行っている乳幼児
	入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除又は	当該乳幼児についての家庭的保育事業による保育を
	児童福祉施設	家庭的保育事業を行う市町村
第十二条第五項	児童福祉施設の職員	家庭的保育者
	入所している者	保育を行っている乳幼児
第十四条の二第一項	児童福祉施設の職員	家庭的保育者